

第 3 6 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 2 年 6 月 3 0 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和2年6月30日(火) 15時30分～16時10分

●場所

芽室町役場 第1庁舎三階 議場

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第5 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の件
日程第7 議案第5号 現況証明願の件
日程第8 議案第6号 芽室町農地移動適正化あっせん基準の一部改正の件

●出席委員

1番	島部 亨	2番	敬松 穰治	3番	小寺 典子	4番	道下 勇治
5番	坂下 義晴	6番	平林 浩哉	7番	森田 文秀	8番	横溝 勲
9番	谷口 栄治	10番	後藤 和則	11番	西川 幹生	12番	相澤 研二
13番	鈴木 進	14番	浅井 隆久	15番	森本 敏彦	16番	浅野 博文
17番	早苗 裕典						

●欠席委員 なし

●委員会に参加した者

事務局長 佐藤 三舟 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

●議事録署名委員

13番 鈴木 進 14番 浅井 隆久

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に 13番 鈴木委員 14番 浅井委員 を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。番号1番から3番まで、事務局より説明願います。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件 次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。

【番号1番朗読】

賃貸借で、5頁に調査書を添付しておりますのでご参照願います。以上です。

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員であります坂下委員から現地調査の結果および補足説明をお願いします。

○5番（坂下委員） 場所は〇〇〇〇で、昨年までは別の方が耕作していましたが、後継者がいないので辞退され、地続き耕作している坂本さんに売買するもので、地元も理解しており問題のない案件です。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号1番につきましては、原案の通り決定いたします。

●日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から、農地法第5条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、転用地区担当委員であります浅井委員から現地調査の結果および補足説明をお願いします。

○14番（浅井委員） 先日本人から話を伺いました。3期にわたって実施したいとの事で今回は2期目です。場所は〇〇〇〇で、こと土地は川が近くで石が多い畑で、砂利採取により優良農地しようとするものであります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【発言なし】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、番号1番につきましては、原案の通り決定いたします。

なお番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり次第、芽室町農業委員会会長専決第2条第4号の規定により許可証を交付いたします。以上で

議案第2号を終わります。

●日程第5 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番朗読】

17頁から19頁に位置図・地番図・建物配置図、20頁から23頁に審査書を添付しておりますのでご参照ください。以上です。

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関連して、転用計画地の地区担当委員であります、私から現地調査の結果および補足説明をいたします。

○1番（島部会長） ○○○○で畑作を中心に農業を営んでいます。現在調整工場で大豆、小豆、小麦を調整しています。事業が順調で事業量の伸長拡大が進んでいるので敷地が手狭になっています。近隣農家も理解しているので問題のない案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

意義なしと認め、番号1番につきましては、原案の通り決定されました。

●日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは、整理番号10番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（村上） 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計

画について、議決を求める。

【整理番号10番朗読】

整理番号10番につきましては、農地保有合理化事業で農業開発公社から一時貸付を受けていた農地で、この度売渡を受けることになりました利用権集積計画であります。なお、26頁の調査書の通り、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしています。以上です。

○議長（島部会長） それでは、整理番号10番について、これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。整理番号10番について、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

意義なしと認め、整理番号10番について、原案の通り決定いたします。

以上で議案第4号を終わります。

●日程第7 議案第5号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第5号 現況証明願の件を議題といたします。

それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので、審議を求める。

【番号1番朗読】

29頁から31頁に申請書・位置図を添付しておりますのでご参照ください。以上です。

○議長（島部会長） 次に、横溝現地調査委員長から現地調査の結果をご報告願います。

○8番（横溝委員） 6月22日に現地調査委員会を開催いたしました。調査委員に、平林委員、浅野委員、そして私、横溝。事務局より、佐藤事務局長、土田次長が出席しました。午後3時半から事務局および担当委員の説明を受けた後、現地の調査を行いました。調査の結果、いずれも農地、採草放牧地以外と判断いたしましたので報告いたします。

○議長（島部会長） ただ今、横溝現地調査委員長および事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番かについて、原案の通り決定することに異議はありませんか。

【なし・・・との声】

意義なしと認め、番号1番について原案の通り決定いたします。以上で議案第5号を終わります。

●日程第8 議案第6号 芽室町農地移動適正化あっせん基準の一部改正の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第6号 日程第5 芽室町農地移動適正化あっせん基準の一部改正の件を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第6号 芽室町農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する訓令について議決を求める。

【事務局説明】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ただ今事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

それでは異議のないものと認め、原案の通り決定されました。

以上で議案第6号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【発言なし】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第36回総会を閉会いたします。

（16時10分 閉会）